

震度 6 強の激震と大津波が襲来 沿岸部に壊滅的被害！



3月11日(金)14時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0(暫定値)の巨大地震が発生。その後、大津波が沿岸部を襲い、本町の可住地面積の約65%が全半壊、浸水するなど、甚大な被害をもたらしました。

本町の被害状況等 〔四月十二日現在〕

■人的被害

・死者

619人(既発見数)

・行方不明者

179人

※町外者を除く、連絡がとれないものを含む

・重傷者

9人(救急搬送分)

・軽症

81人(救急搬送分)

■家屋等への被害

・全壊 約2,000棟

(流出含む)

・半壊 約500棟

■避難者数

・一次避難所

町内6カ所、1,945人

※中央公民館、坂元支所、山下中学校、坂元中学校、山下第一小学校、真庭区民会館

・二次避難所

町外2カ所、103人

※柴田町太陽の村、角田市婦人研修センター

災害復旧活動等

現在、陸上自衛隊(愛知県・石川県)をはじめ、警察、消防(兵庫県・仙南広域消防)、町消防団など約1,300

人体制で、懸命な捜索活動やガレキの撤去作業が進められています。また、災害復旧に向け、全国各地の自治体・企業・各種団体等から人的援助・救援物資など、多くのご支援をいただいています。

■避難指示区域への立ち入りについて

現在、避難指示区域においては、自衛隊や関係団体等の支援を受けながら、行方不明者の捜索活動と被災地域のガレキ撤去活動を最優先に、全力で取り組んでいるところであります。

このため、当該区域内には「引越、引越するための事前準備」または「避難生活に必要な物の持ち出し」であつて、道路のガレキが撤去され通行可能な場所で、車を宅内に駐車できる場合を除き、活動の支障となる一般車両の立ち入りを制限しています。

立ち入る場合には、「立入許可証」が必要となりますので、役場庁舎1階受付窓口で交付を受けてください。

また、避難指示区域において行方不明者の捜索と公道等のガレキ撤去が終了した地域を「立入許容区域」に指定し、立ち入りを認めることとしました。(立入許容区域に立ち入る場合には「立入許可証」は必要ありません)

なお、「立入許容区域」および「自宅敷地内のガレキ処理の取り扱い」の詳細については、4月13日付けでお知らせしています。「避難指示区域における当面の対応について(第2報)」でご確認ください。

■応急仮設住宅建設について
仮設住宅の建設は、これまでに388戸の建設内示が決定しており、早ければ今月末には、第一次分として旧坂元中学校の78戸の入居が可能となります。町全体に必要な仮設住宅の建設予定地の確保もほぼ見通しがつきつつあり、必要な戸数の建設に向けて懸命に取り組んでいます。

■上水道について
4月7日夜に発生した地震により白石市内で仙南・仙塩広域水道送水管が破損し、本町への送水が停止となりましたが、工事の完成および水質検査についても良好なことから、11日夜に本町への送水が開始されました。

現在、町内大平、山寺の貯水タンクに貯水が完了し、一般家庭への送水に向け、漏水調査と漏水修理の作業を実施しておりますが、水道本管や宅内の漏水箇所が非常に多く、復旧作業に多くの時間を要

○ホームページアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp>
○携帯サイトアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/k>
○Eメールアドレス info@town.yamamoto.miyagi.jp

各課からのお知らせ

している状況です。皆様にはご不便とご迷惑をおかけしますが、今しばらくお待ちいただけますようお願いいたします。

なお、今後、漏水が発生した場合には、緊急で修繕しなければならぬことから、水圧が低下し、水道が出にくくなる場合がありますのでご理解願います。もし、宅内で漏水があった場合は水抜栓で水を止め、直接、水道業者に修理を依頼してください。(自己負担となります)

■下水道について
町内5カ所にある終末処理場のうち、坂元地区農業集落排水処理場を除く4カ所で、全壊またはほぼ全壊に近い状況となっております。現在、処理区域の見直しを含めて、山元浄化センターの仮復旧および下水道管路調査を実施している状況です。完全復旧には1年以上要す見通しであることから、復旧までは下水の上澄みを塩素消毒して放流します。

なお、今後上水道の復旧により大量排水されますと、汚水があふれる可能性がありますので、皆様には節水やトイレットペーパーを燃えるごみとして処分するなどのご協力をお願いいたします。

各課からのお知らせ

税務納税課

☎37・11111 (代表)

り災証明書の交付時期

現在「り災証明申請書」の受付を開始していますが、「り災証明書」の交付時期については、被害が大きい浜通り地区から順に現地確認し、「り災証明書」を交付することとしています。丘通り地区の皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、浜通り地区の現地確認が終了し、陸通りの現地確認に入り交付することとなりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、被害状況調査の前に家屋を修繕される方は、被害状況のわかる写真をできるだけ多く記録するとともに、修繕費用の領収書(明細書を含む)を大切に保存していただきますようお願いいたします。

確定申告等

期限の延長

平成23年3月11日以後に到来する確定申告等の期限が、すべての税目について自

動的に延長されることとなりました。確定申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていきます。

町税の納期限延長

町税の納期限が平成23年3月11日以後に到来するものについては、その期限を別途山元町告示で定める期日まで延長することになりました。いつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

なお、口座振替納付や納税組合納付についても、3月31日までの納付の必要はありません。

納付書の送付

並びに納期の延期

町・県民税、町国民健康保険税、介護保険料ならびに後期高齢者医療保険料に係る納税通知書等、3月15日に発送予定であったものについては、後日改めて送付させていただきます。

固定資産の縦覧、閲覧期間の延期

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産台帳の閲覧期間を4月1日から5月31日まで定めておりましたが、当分の間、縦覧期間と閲覧期間を延期します。期間が定まりましたら改めてお知らせします。

宮城県軽自動車協会へ「車検証」・「印鑑」・「ナンバープレート前後」を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。

軽自動車の廃車手続き

なお、「車検証」・「印鑑」・「ナンバープレート前後」の持参が困難な方は、税務納税課に「軽自動車等喪失申出書」を提出し、その写し(コピー)を宮城県軽自動車協会へ提出のうえ、廃車手続きを行ってください。この「軽自動車等喪失申出書」の提出により、平成23年度軽自動車税が課税されません。

※二輪の小型自動車については東北運輸局宮城陸運支局にお問い合わせてください。
問 宮城県軽自動車協会
☎022・232・5724

東北運輸局宮城陸運支局
☎050・5540・2011

町民生活課

☎37・11111 (代表)

国民年金保険料の免除申請手続き

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除(2月～6月分)になります。免除申請手続きは、7月末日までに行ってください。

問 窓口班

ゴミの収集について

津波により巨理清掃センターが甚大な被害を受け、現在、ゴミの焼却等ができない状況にあります。

また、収集車両の大部分が被災したことや、道路の状況により、使用する集積所や収集回数を平常より減らして収集しています。

コンテナ収集を行っていたビン類については、当分の間、コンテナの確保ができないため、袋での回収にご協力をお願いいたします。
問 生活班

【広報やまもと4月号の発行は中止させていただきます】

各課からのお知らせ

流失した自動車の 取り扱い

津波により道路上に放置されていた自動車等については、交通の復旧や捜索の妨げとなっていたことから、災害対策基本法に基づき、山元町長が撤去し一時保管しています。

今後、民有地上にある自動車等についても撤去を行う予定ですが、範囲が広く台数も多いためかなりの時間を要することが見込まれます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

保健福祉課

☎37・1111（代表）

医療機関での

受診・窓口負担

震災により、次のいずれかに該当する方は、医療機関で一部負担金の窓口負担を支払う必要はありません。

なお、この措置は、5月末

日までの診療分、調剤分、訪問看護分が適用となります。

- ①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡し

たり、重篤な傷病を負った方

③主たる生計維持者が行方不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない方

⑥福島第一・第二原発の事故に伴い、政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第一原発から半径30キロ圏内）

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※医療機関では、り災証明書等を確認・提示する必要はありません。

健康づくり班

高齢受給者証の

取り扱い

70歳～74歳の被保険者の方（現役並み所得者除く）は、高齢者受給者証の一部負担金の割合欄に「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」と記載されていますが、このただし書きの期日は「平成23年7月31日まで有効」と読み替えて利用できますので、今までどおり受診の際にご提示ください。

なお、震災により高齢受給

者証を紛失された場合も保険証同様「氏名・生年月日・住所」を申し出ること受診できます。

問 介護班

病院等に保険証を

提示できない場合

社会保険や共済組合等の加入者は、住所・氏名・生年月日・事業所名を医療機関の窓口へ申し出てください。国民健康保険および後期高齢者医療制度の方は、住所・氏名・生年月日を申し出ることにより受診できます。

問 健康づくり班

被災者生活再建支援

制度等について

現在、被災者支援のための各種制度の申請書受付の準備をしています。

詳しくは、後日あらためてお知らせします。

- 被災者生活再建支援制度
- 災害弔慰金
- 損害見舞金
- 災害障害見舞金
- 災害援護資金の貸付

問 福祉班

健康相談等について

避難者の健康管理のために

保健師等が健康相談や心の相談を行い、必要に応じて医療機関などの調整や保健・医療・福祉等の情報提供を行っています。

問 保健センター

☎090・5184・7242

上下水道事業所

☎37・1111（代表）

福島第一原発の 影響について

当町が受水している南部山浄水場（仙南・仙塩広域水道）の過去二回の検査数値は、国が定める乳児の摂取制限の基準値100ベクレルを大きく下回る数値となっており、安全です。また、町内四つの自己水源についても、井戸水であるため安全です。

まちづくり整備課

☎37・1111（代表）

被災住宅

無料相談窓口

日本建築家協会東北支部では、3月11日に発生した東

日本大震災によって被害を受けた方々への住宅等に関する相談窓口を開設し、早期復興

のための支援を行います。対象となる建築物

地震によって被害を受けた住宅

開設日時

○4月15日（金）

・10時30分～12時

・13時～16時

○4月17日（日）

・9時～12時

・13時～16時

○4月19日（火）

・9時～12時

○4月22日（金）

・9時～12時

設置場所

役場一階 保健福祉課内相談スペース

相談内容

技術的な問題についての相談を受け付けます。

その他

○住宅の図面や被害状況等が分かる写真がある場合には

ご持参ください。

○相談の内容により、相談窓口で回答することができない場合があります。また、時間の関係で全員の相談を受けることができない場合もあります。あらかじめご了承ください。

問 まちづくり整備課

☎090・8786・5942

選挙管理委員会

☎37・1111 (代表)

四月の統一地方選挙 が延期になりました

今月10日執行予定であった「宮城県議会議員一般選挙」および今月24日執行予定の「山元町議会議員一般選挙」については、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、選挙期日が延期されました。

今後の選挙日程等については未定となっております。決定されしだいお知らせします。
問 総務課

企画財政課

☎37・1111 (代表)

仮庁舎を建設します

東日本大震災により、役場庁舎が損壊し、長期使用に耐えられなくなったことから、仮庁舎をあらたに建設することになりました。

なお、損壊が特にひどい望楼は危険なため解体します。解体工事期間は、約1カ月を要する見込みです。工事期間中は騒音などご迷惑をおかけ

しますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

問 財政班

町民バス「ぐるりん号」の暫定運行中

4月2日(土)より、暫定路線での運行を開始しています。料金は無料となっておりますので、どうぞご利用ください。

●運行期間

4月2日(土)～当分の間

●運行時間

7時～18時30分

●コース

・山下循環10便
・坂元循環8便

問 企画班

☎090・4755・0030

常磐線(仙台～巨理間)の運転再開

4月12日(火)より、常磐線(仙台～巨理間)の運転が再開されています。

なお、巨理～相馬間については、JRより臨時代行バスが運行されます。

電車およびバスダイヤの詳細については、JR東日本ホームページをご覧ください。

問 企画班

☎090・4755・0030

<http://www.jr-tabi.com/eq.html>

三

教育委員会

☎37・5115

小・中学校の

始業式と入学式

○始業式 4月25日(月)
○入学式 4月26日(火)

小学校の併設

中浜小学校を坂元小学校に、山下第二小学校を山下小学校に併設します。

転出入を

希望される方へ

事情により転出入される方は、教育委員会にご相談ください。

教科書・

学用品等について

教科書はすべての児童生徒の皆さんに、鉛筆やノートなどの学用品は被災された児童生徒の皆さんに配布します。

就学援助・

奨学金について

経済的な理由により、学校給食費等の支払いで困りの方、高校以上の勉学で奨学金を必要とする方は教育委員会

にご相談ください。

学校給食について

これまでどおり実施します。

☎37・5116

生涯学習課

☎37・5116

中央公民館等の

利用について

現在、中央公民館・坂元公民館・体育文化センター等の公共施設は、避難所等に使用していることから、当分の間、一般の利用はできません。

産業振興課

☎37・1111 (代表)

労働保険・労働条件

に関する巡回相談

町内各避難所にて、労働保険や労働条件についての相談会を開催します。相談時間は、各会場一時間程度です。

なお、詳細については、下記避難所に掲示するポスター等をご覧ください。

日時・場所

4月18日(月)

○11時～ 中央公民館、坂元中学校

○13時30分～ 山下第一小学校、真庭区民会館

○15時～ 山下中学校、坂元支所

問 宮城労働局

☎022・299・8843

社会福祉協議会

からのお知らせ

☎37・2785

■生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付

○対象者

宮城県内に住所のある方で、今回の震災で被災し当面の生活費を必要とする世帯

○貸付限度額 10万円以内

※特に必要と認められる場合は20万円以内

○貸付利率 無利子

○連帯保証人 不要

※申し込み等の詳細については、お問い合わせください。

宮城県からのお知らせ

みやぎ県政だより4月号は休刊となりました。

問 宮城県広報課 ☎022-211-2283

■やまもと幼稚園 ☎37-0074

○新年度の始業式・保護者説明会

日時 4月22日(金) 9時～

○入園式・新入園児保護者説明会

日時 4月23日(土) 10時～

○転出入や一時休園を希望される方へ

事情により転園・退園される方、または入園希望の方は幼稚園にご連絡ください。

■ふじ幼稚園 ☎090-2602-2275

今後の予定は、決まり次第、速やかに皆さんにお知らせします。